

三鷹市公金管理・運用方針

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号。以下「法」という。）では、万が一金融機関が破綻した場合、「当座預金」、「利息のつかない普通預金」等決済用預金に該当するものは全額保護されるが、利息のつく普通預金、定期預金等については、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までと破綻日までの利息等が保護されることとなっている。

これらを踏まえ、本市の公金（歳計現金、基金等）について、安全かつ円滑な執行の確保を図るため、次のとおり公金の管理・運用方針を定める。

1 管理・運用方針（平常時対応）

(1) 公金の運用先金融機関（以下「金融機関」という。）の経営状況の把握と選択基準

ア 経営状況を把握するため、年 1 回のディスクロージャー誌の提出や必要に応じて担当者からの説明を求めるなど、金融機関の情報の収集に努める。

イ 金融機関の選択は、おおむね次の基準をもって行う。

(ア) 経営の健全性をみる自己資本比率については、次の基準とする。

a 国際的に活動する銀行 B I S 8 % 以上（国際的に活動する銀行が、国際決済銀行（BIS）のバーゼル委員会によって定められた国際統一基準において、リスク資産の合計額に対して 8 % 以上の自己資本を保有しなければならないという自己資本比率規制のことをいう。）であること。

b 海外拠点を持たない国内営業のみの金融機関 国内基準 4 % 以上であること。

(イ) 格付機関による格付が公表されている金融機関については、長期債券の格付が投資適格級であること。

ウ その他

(ア) 株式上場金融機関については、当該金融機関の株価の動向に注意する。

(イ) 金融機関の不良債権及び貸倒引当金の状況並びに預金量の推移に注意する。

(2) 歳計現金の管理・運用

歳計現金は、支払準備金であるので、原則として指定金融機関の普通預金及び通知預金のほか、状況に応じペイオフ対象外預金である決済用預金により管理する。ただし、一般的な余裕資金が出た場合は、積立基金に準じた資金運用を各年度内の短期運用で行うことができる。

(3) 歳入歳出外現金の管理・運用

歳入歳出外現金の管理・運用は、(2)に定める歳計現金の例による。ただし、

長期間にわたり保管する保証金等の管理・運用は、(6)に定める積立基金の例によることができる。

(4) 一時借入金の管理

一時借入金は、指定金融機関の普通預金及び通知預金のほか、(2)と同様に決済用預金により管理する。

(5) 定額運用基金の管理

定額運用基金は、指定金融機関の普通預金及び通知預金のほか、(2)と同様に決済用預金により管理する。

(6) 積立基金の管理・運用

ア 積立基金は、リスクの軽減を図るため、当面使用予定のない資金については複数の金融機関に分散して預金することとし、大口定期預金等（定期預金、通知預金、譲渡性預金含む。以下同じ。）を中心に管理・運用する。

イ 安全有利な金融商品があれば、債券運用も含めて検討する。

ウ 歳計現金に繰替運用する積立基金の管理・運用は、(2)に規定する歳計現金の例による。

(7) (2)から(6)までに規定する管理・運用は、原則として次のアからウまでの条件を満たすものに限る。ただし、会計管理者が特に認めたときはこの限りでない。

ア 預金対象の金融機関は、市内の金融機関とする。

イ 大口定期預金等の預金期間は、短期運用とする。

ウ 債券は、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券を対象とし、その購入は証券会社から額面価格以下の価格により行い、償還期間は短期債から長期債までを原則とする。この場合において、証券会社の選択基準は、社会的に一定の評価を得ている証券会社であることとする。

2 預金と借入金の相殺（緊急時対応）

金融機関に保険事故（法第49条第2項に定める保険事故をいう。）が生じた場合、当該金融機関に係る預金債権について、借入金（証書借入の方式による地方債をいう。）等の債務との相殺によって公金預金の保全を図るものとする。

3 重要事項の決定

本方針に基づき公金の管理・運用に当たる会計管理者は、公金の運用先、運用額等の重要な事項の決定に際し、市長又は副市長に確認を受けるものとする。

附 則

この方針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。